

## 第6号議案 要旨

### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行う必要が生じ、併せて、労働基準法の遵守を理由に、同一週を越えて週休日の振替を行った際の時間外勤務手当の支給について定めが必要であるため。

#### 2 改正内容

##### (1) 第22条関係

同一週を越えて週休日の振替を行った際、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する規定を追加した。

##### (2) 第27条関係

第2項において、再任用を除く一般職員の期末手当の支給率を100分の120とし、第3項で再任用職員の期末手当支給率を100分の67.5とした。

##### (3) 附則

附則において、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を定め、令和3年度人事院勧告に基づく期末手当の引下げ額を令和4年6月に支給する期末手当の額から減じることとした。

#### 3 施行期日

公布の日